

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

アルバイトの源泉徴収

Q: 当社は、この度アルバイトを採用しました。給料を支払う際の源泉徴収税額の計算は、社員もアルバイトも同じでしょうか。

A: アルバイトの給料に対する源泉徴収税額の計算は、そのアルバイトとの雇用契約期間、給料の支払方法によって異なります。

【解説】

税務上、アルバイト、パートなど臨時雇いの賃金については、いうまでもなく、たとえ短期間のものであっても、給与所得に該当し、源泉徴収の対象になります。

一般社員と同じように1か月ごとに支払われる場合は、源泉徴収税額表の「月額表」を用います。この場合、扶養控除等申告書を提出した人は甲欄、していない人は乙欄になります。乙欄の方が源泉徴収される税額が多いので、かけもちの勤務先のない人は、申告書を提出して、月々の手取り額を増やしたほうがよいでしょう。

次に短期間(2か月以内)働く人で、賃金が日々支払われるような人は、日雇賃金の「日額表」丙欄を使って源泉徴収します。ただし、同一雇用主のもとで継続して2か月を超えて雇われることとなったときは、その2か月を超える部分については丙欄の適用はできず、「日額表」の甲欄または乙欄を使って源泉徴収します。

